

総合海洋政策本部参与会議（第59回）議事概要

- ◆日時：令和3年9月3日（月）13時00分～14時35分
- ◆場所：Web会議
- ◆議事概要（参与の発言は○、事務局の発言は●で示す。敬称略。）

1. 開会

2. プロジェクトチーム及びスタディグループの設置について

[資料2-1について、事務局から説明。資料2-2から2-6について、各担当主査から説明。以下、意見交換。]

- 2点発言させていただく。第一に、マイナーであるが、記載について、二つ、申し上げる。①資料2-2「本PTの目的・趣旨」の2行目に「海洋権益」とあるが、このPTの趣旨紙でも、他のPT・SGの趣旨紙でも、恐らく全て「国益」としておられる。もちろん、こだわって、ここは「権益」でなければならないという御趣旨であれば全く反対ではないが、多分、趣旨紙だとその点でのフレキシビリティは構わないと思料されるので、差し支えなければ、参与会議から発表する、公表する文書としては「国益」とされるのがいいかなと思う。②資料2-6の2ページ目に「3. 構成員」というところがあるが、この記載方法がPTと同じ記載方法であるのは違うのではないかと思う。資料2-1でも「構成員」という言葉は、基本的にはPTについてしか使われておらず、かつSGでは「構成員」という定義は成立せず、参与はアドホックに自由に参加させていただくということになっている。よって、SGの趣旨紙の記載方法は、他のPTと同じではない方がよいと思う。

第二に、PTの内容について発言させていただく。「我が国周辺海域等を取り巻く情勢を踏まえた海洋の安全保障に係る海洋政策を検討するPT」において、どのように検討を焦点化するか、絞るのかということをお尋ねしたい。御存じのように、第3期海洋基本計画の「総合的な海洋の安全保障」は、およそ全ての海洋政策を包含するような広い概念として使われている。それに比べてこのPTは、もっと焦点を絞ったものとして立ち上げられていると思う。たとえば、この趣旨紙から焦点を当てるときの参考になるような言葉としては、次がある。「海洋の安全保障」という広い言葉に換えて、目的・趣旨の3行目、「脅威・リスク」という表現がありうるが、これは極めて特定した意味になりうる。それから、対象国としては、中国が少なくとも相当程度の重みを持っているのではないかと思う。「総合的な海洋の安全保障」は、第3期海洋

基本計画の海洋政策を全部包含するような趣旨で使った言葉であるため、ここで使われている「海洋の安全保障」は、脅威・リスクに対する対処であるということ、そして、恐らく他を排除はしないものの、対中国の検討が喫緊であり、この問題に直面しているわけであるから、対中国の検討が中心になるということ、主査の御了解が得られれば、共通認識とするのがよいのではないか。これを申し上げた理由は、次にも関わる。この趣旨紙の1ページの注に、「領海等」とある。領海であれば、我が国の主権が及んでおり、誰が何をやろうと、それを主権をもつ沿岸国である我が国が安全保障の問題と捉えようが、あるいは犯罪と捉えようが、はっきり言ってしまえば、我が国の勝手である。したがって、領海については、こちらに一番守りやすい視点で捉えればよいので、とくに、「安全保障」についての限定はさほど効いてこないと思う。しかし、「領海等」として対象となる海域が例えば EEZ であると慎重に焦点を絞る必要がある。洋上風力発電の問題でも EEZ はキーワードになってくるかと思うが、つまり、EEZ において何（いかなる主体による、どのような活動＝事項）を対象にするかによって、単に「海上法執行」を強めるというだけの問題ではなくなる。それを少し具体的に説明させていただく。「1. 本 PT の目的・趣旨」の3段落目で我が国管轄海域（これは恐らく領海だけではなく、EEZ も含めてこういう言葉を使っておられると思うが）、外国海洋調査船による調査活動とある。これが中国には関わりなく、どの国の調査船であろうとも、我が国の手続を踏まずに調査した際、法執行をかけていくという意味であるならば、注意が必要である。中国が、「戦争準備」といえるような海洋科学調査を手続きを踏まずに実施している場合には、これに対する我が国の措置は、法執行の強化には入るではあろうが、端的に言えば、我が国のまさに安全保障上の対応となる。先に述べたように、領海では我が国は主権をもつので、法執行としての対応であろうと、安全保障上の対応であろうと、措置をとることができる。しかし、EEZ では、沿岸国は、UNCLOS が限定する事項についてしか、権利をもたない。よって、外国船舶が我が国 EEZ で手続きを踏まずに海洋科学調査を実施する場合に、いかなる性質の措置で対応するかは、明確に認識して、これを正当化する必要がある。EEZ で安全保障上の措置をとれるかという問題になる。非常に平たく、決して法律的な厳密な言葉ではないが、戦争準備と言えるような海洋科学調査もやってくるということが考えられているわけである。それに対して対応するときには、それは、法執行の範囲は、場合によっては、超えるかもしれない。もちろん、その対応をどのように性質づけるかなどは関係省庁の判断や苦心もあることなので、決めてしまえることではないが、問題の認識としては、我が国 EEZ で手続を守らずに海洋調査をやっている例と、場合によっては戦争準備に当たるような海洋調査をやっている例とでは、こちらの対処も

違ってくるし、対処の性質や方針も違ってくるのだと思う。ここに注1で「領海等」とあるために、EEZや接続水域、大陸棚まで入るとすると、そこで沿岸国である我が国が取りうる措置はUNCLOSに適合したものでなければならず、それを遺漏なく検討するためには、なおさら先ほど申し上げたように、このPTの焦点というものを脅威・リスクに対するもの、中国に対するもの、というような整理にしてみると、限られた回数で主査の御指導の下、うまくいくのかなと思う。

- 指摘の点は、中国の海洋進出、いわゆる現状を変更しようとする意図に対してどのように対応するか、というのが趣旨であり、その点をよく共有し、検討を進めていきたい。
- 「権益」という言葉はなかなか古風な日本語で、あまり普通の日常語では使われないのだが、ただ、これは第3期海洋基本計画の中には、「権益」という言葉を使っていたのではないかという気がする。先ほど参与がおっしゃった「領海等」に関する複雑なことを考えると、我が国の海洋における「国益」という言い方にしておくと、もちろん領海の中の「ナショナルインタレスト」は絶対的だが、領海を越えたところの「ナショナルインタレスト」も当然あるわけで、それに関して適宜適切に対応する、というような観点で整理していてももらえるとうろしいのではないか。
- 「海洋権益」という言葉については、御指摘になった「国益」、「ナショナルインタレスト」というと、やはり「我が国の海洋権益」という言葉の代わりに「海洋の国益」というように言い換えたほうがいいし、「海洋権益」という四字熟語だとやはり「権益」のほうがいいのかと思う。それから、「脅威」という言葉について、今年の防衛白書は、よくあそこまで踏み込んで書いたというように思う。これは、最終的には内閣総理大臣の政治的な判断の入った言葉になるため、そこは、いわゆる参与の中の共通認識として置いておきたいと思う。
- 「グリーン成長分野における海洋産業の競争力強化について検討するPT」と「科学技術・イノベーションについて検討するSG」、これらの似通った部分は連携するという点について、非常に新しい試みで、とてもよいと思った。それぞれの参与からの御説明で、少しニュアンスが違っていったような気がしたので、確認させていただきたい。科技イノベSGでは、ある特定の分野に関して、発表資料の適宜参照ということで、資料の共有というように伺っていた

が、グリーン成長PTでは連携して進めていくといったような説明をされていた。そうすると、資料の共有以外に、さらに一歩踏み込んだ連携ということは何か考えているのか。

- 参与指摘のとおりで、当初、科技イノベSGとの区切りを考える際、時間を軸に区別しようと思っていた。産業としてやらなければいけないものと、イノベーション分野でやらなければいけないもの。ただ、現時点では、そのような区別ではなく、どこでどう切り替わっていくか、という部分も含めて連携していかななくてはいけない。もちろん、海洋は色々なことに取り組んでおり、今までのPTでも様々なことを紹介されているので、それらの漏れがないよう整理したいと思っている。したがって、資料だけ共有するというのではなく、もっと緊密にやらせていただければと思っている。
- 参与の考えと同じく、単に資料のやり取りだけでなく、私も「グリーン成長分野における海洋産業の競争力強化について検討するPT」に参画し、参与も「科学技術・イノベーションについて検討するSG」に参画していただけたらと思っている。その中の発表等の内容調整を通じて、大筋としては、時間軸ということで分けるというように考えている。あるいはSGのほうは、どちらかといえば、基礎科学技術というような考え方もあるかと思う。しかし、重複する部分が出てくると思うので、そこについては適宜相談してフレキシブルに進めていきたい。
- 先ほど参与に御指摘いただいた「構成員」について、過去のSGでの言い回し等を勉強した上で主査と相談してワーディングを決めたい。
- 参与から質問のあったことに関して、必ずしもグリーン成長PTだけでなく、産業人材PT、SDG14検討PTも、共通する点は多い。これらPT・SGの中で密に連携を取っていくのが非常に重要かと思う。
- やはり各主査が、ほかのPTやSGの主査と適宜に連絡等を取り合って、単なる資料の共有にとどまらないような形の運営をしていただけると、大変ありがたい。
- 昨年度、イノベーションのスタディグループに参加した際に、「商用化」が一つのターゲットとして、それに向けた研究開発、イノベーションということが随分議論されていた。今、時間軸という話がでたが、そのような商用化の

前の部分と、さらに商用化が進んだものに関して、どう流し込んでいくのかというようにつながりというのも意識されると面白いかなと思った。

○ 事務局に伺いたいですが、今回からのPT及びSGで、議論された内容はその都度、構成員でなくてもその他の参与にも自動的に開示されるという理解でよろしいか。それとも、こちらから要求するものなのか。

● 資料、発言の議事録、中身において、共有することにためらうものはないと理解している。また、機微なものでどうしても文書としての共有になじまない、もしくは、席上回収するようなものも実際問題あるかもしれない。そこも含めて、主査と相談して、共有はお諮りしながら進めていきたい。

○ 議事概要、あるいは議事要旨は、いささか時間がかかることは御了解いただくということ。また、機微事項について、主査の判断でやっていただくということ。それ以外は、できる限りオートマチックに事務局から参与にお配りするということがよろしいかと思う。

○ 関連することを2点に分けて発言させていただきたい。第一に、どのように共通論題を皆で共有するか、ということについて。①これまでの参与のご発言が示唆されたように、主査の間で連携をお取りになること、それから、各々の参与の都合がつく限り、それぞれのPTやSGに参加し、なるべく多くの人が資料や検討を共有するという、これは物理的に簡単な方法だと思う。②PT・SGの議論は必ずその後、かなりタイムリーに参与会議でも報告等がなされると思うので、PT・SGで共通に上がってきた論題を、参与会議本体で取り上げるということも柔軟に考えてはいかがか。PTやSGの論題であっても、参与会議でもさらに検討することを柔軟に考えてはいかがかという趣旨である。第二に、関連して、これは各主査の方にというより、むしろ、今回PT・SGの原案を作成された事務局にお尋ねしたい。参与会議は限られた回数、限られた時間で進めていかなくてはいけない。そこで、効率的かつ着実に前に進むためには、今まで残した文書を踏まえるということは大事である。今、第3期海洋基本計画の実施期間にあり、また、参与会議ごとに議事録が残されており、毎回丁寧な了承という手続も取られている。それらに含まれて決められたことは、反映させ、踏まえていくべきだと思う。そして、事務局にお尋ねしたいことは、今回、PT・SGの原案作成時に、ほぼ2か月前に、座長から首相に手交された意見書の中から、例えばどこに焦点を当てて今回のPT・SGを選んだ、あるいは、原案を作成していただいたのか。そこも御説明いただける

と、PTの主査、SGの主査だけではなく、全ての参与にとってもPT・SGに臨むに当たっての貴重な指針となるかと思う。

- 今回、どういった経緯・背景・海洋基本計画の位置づけ、あるいは過去の議論との経緯の中でこのPTが立ったのかということについては、前回の参与会議において各PT・SGのテーマの背景を極めて簡単に説明させていただいた。今回も、各趣旨紙において、その部分のエッセンスがまとめられていると理解しており、改めて事務局から追加することは今のところは想定していない。
- 意見書について、特にここから、というような説明は必ずしもなかったように思う。そこで改めて今日、「意見書」というものに特化してお尋ねした次第である。
- 今すぐ全部のものについて、というわけではないが、例えば「北極」についていえば、今年の意見書の「4. 情勢の変化を受け、特に重点的に取り組むべき施策」にもあったものであり、そういった問題意識というものの、あるいは参与が指摘されたシーレーン、安全確保のようなものも今回の「我が国周辺海域等を取り巻く情勢を踏まえた海洋の安全保障に係る海洋政策を検討するPT」の中に入るよう、明示的に意識して作り込まれたと思っている。直近で総理に手交した意見書の該当箇所については、今後、必要があれば、PTの本体の目的・趣旨のところを、議論を始めるにあたり確認していくという方法もあるかと思う。
- まず、最も根本的な基本法があり、第3期基本計画があり、累次にわたるPT・SGの報告書があり、それを受けて意見書がある。この参与会議関連でいろいろなものを作ってきている。今後、第3期計画のレビューについて、さらに、第4期計画を考えるに当たって、ポイントというか、標語的に、それぞれ意見書や基本計画に該当している部分をネットワーク図みみたいなものにして作っていただけると、その後、場合によっては、事務局が今後のレビューや第4期計画を考える際に、結構便利になると思う。その点を少し検討いただけるか。1回目の意見書にこういうものが出てきて、2回目はこういうものが出てきた。そして、今のPTはこの辺をやっている、というように、次の参与会議や将来、活用できるように作成していただけるか。
- 今年のPTをつくる過程で、これまでの計画の中で同じテーマ、似たようなテーマがどういう変遷で議論をされてきたかを、PT制度ができた平成20年代

中盤から追いかけた作業を内々にやっていたものがある。いずれ必要になると思って着手していたものでもあり、それは少しでも分かりやすい形で、いずれ必要になるものではあるので、示し方も含め検討していきたい。

- 産業人材PTについて、要望のようなものを述べさせていただきたい。今ちょうど船舶関係は、まさにいろいろな変革が行われようとしているときであるため、人材育成のターゲットもそれにのっとったものになってくると思う。そのような点も取り入れて議論されると思っている。今回、ターゲットとされる産業だけでなく、例えば水産なども多分似たような課題を持っていると思うので、ターゲットを広げたところにも通じるようなものも議論していただければと思う。
- 水産、そのほかにも広げたらいいのではないかと、趣旨はそのとおりだと思う。一方で、海運業とはかなり違った世界ではないか、という気がしており、今回全部を取り上げることができるかということとは分からない。趣旨はよく理解したので、場合によっては、例えば、今回はこれでやる。ただし、次回はこれをこういう形でやる、というようなまとめ方になるかもしれない。考えてみたいと思う。
- 話し合われた内容が、色々なところに広く発信されるだけでも大きな力になる。よろしく願いしたい。
- 今まで伺った限りでは、それぞれのPT・SGの進め方、あるいは内容について、根本的な疑義を呈し、撤回したほうがよろしいというような意見は一つもなかったように思う。様々なコメントはいただいているので、それを受けて各主査が適宜修正なり、今後の方向性を決めていただくということで、このPTやSGについて御了承いただいたものとしてよろしいか。それでは、各主査のリーダーシップの下で、ぜひ建設的な議論を進めていただきたい。細かい修正等があれば、次回の参与会議で修正箇所を報告いただく、ということでもよろしいかと思う。これから早めに、各参与にどのPTやSGに参加されるか、ということ事務局から確認していただく。その際は、構成員として参画すると言っても、それ以外もアドホックに参加する可能性がある、ということが今回の進め方なので、そのところお含みおきいただいた上で進めていきたい。

3. 今後の参与会議のスケジュールについて

[資料3について事務局から説明。以下、意見交換。]

- 少しクラリフィケーションをお願いしたい。60回と61回と62回は第3期海洋基本計画のレビュー、主要テーマの検討、横断的に議論する事項というように、一応目安は書いてある。この3回で、検討の対象となる論題については、フレキシブルに参与会議本体で議論するものを抽出したり、それを議論したりすることを決して排除したり区別したりするものではない、柔軟にこの3回を使っていくというように考えるのが良いと思う。そして、先ほど事務局がヒアリング等で、参与のご意見として挙がってきたものとして「人材育成」、(前回の参与会議では、洋上風力発電の検討にも関連させて提示された)「海域利用のルール化」、「パンデミック」、つまり「コロナ対応」というものが挙がったとおっしゃり、それに加えて、事務局より「経済安全保障」も加えて4つ、御提示いただいた。もちろん、それらを参与会議でとりあげることにについては、今日の冒頭に確認された議事録にも記載されている最初の三つ(「人材育成」「海域利用のルール化」「コロナ対応」)については特に一切の異論はない。そして、例えば「人材育成」についてだが、先に複数の参与のご発言にあったことを繰り返すと、PTでは、ある程度フォーカスした「海技者における人材育成」について議論があったとしても、そこで挙がってきたものを参与会議本体に投げると、他の参与のお立場から「漁業における人材育成」について、その原則は意義があるとか、あるいは修正しなくてはいけない、というように、「人材育成」として広く捉えた議論を参与会議本体でできるのではないかと、というご指摘であったかと思う。今、挙がった前回の参与会議で了承されている三つの論題、つまり、「人材育成」、「パンデミック対応」、(洋上風力発電の検討にも関連させた)「海域利用のルール化」と、それに加えて事務局が提示された「経済安全保障」、さらにプラスアルファがあるかもしれないが、それらがPTやSGだけではなく、参与会議でも、柔軟に取り上げられると理解している。
- 60、61、62回ということで、この3回を有効に使っていきたい。このとおりに進めばよいが、多少行ったり来たりすることも当然あり得ると思う。それから、テーマについては、議事録のとおりである。どのテーマを実際に扱うのか、どのタイミングで扱うのかということについては、今後の議論の進捗次第であると考えており、今、何か事務的にこうです、と確定できるようなものでもないと考えている。

- その点において、参与の皆様方をお願いしたいことは、第3期海洋基本計画のレビューについては、たたき台のようなものを事務局に用意してもらえらると思うが、それを受けた段階で第4期海洋基本計画に向けて、やはり参与会議で話し合っておかなければならない項目を参与の皆様から次回、60回でもう一度御発言いただきたい。それを受けて、61回が例えば第4期計画と書いてあるが、その中で主要テーマを検討するにあたって、やはりこういう論点を全体で話し合っておいたほうがよい、というものがあれば、第61回の半分はその議論にあて、それから、第62回の半分以上をまた違う議論にあてる、というように考えていければいいと思う。次回ぐらいを目がけて、事務局が第3期海洋基本計画のレビューという宿題をすることに並び、参与の宿題として、全体で話し合うべき項目は、どのようなものがあるか、ということをお少お考えいただけるとありがたい。
- 我々もレビューを、しっかり宿題としてやりたいと思う。また、参与の先生方からも、ぜひ第4期計画について主要テーマとして議論すべきこと、これをおまとめいただいて次回発言いただくということで、我々もそれを受けて作業してまいりたい。
- 事務的な話になるが、会議開催日程の調整にあたっては、スケジュールを先に決めていただくと大変ありがたい。前回も申し上げたが、それなりにいろいろな仕事があり、複数候補の日程をずっと空けておくのはなかなか厳しいので、日付を決めていただければありがたい。もう一つは、今日、全員参加ではないが、ある一定の数字、例えば8名以上の参加であれば参与会議として機能している、というように認めればスケジュールを立てやすくなるのではないかと思うので、御考慮いただければありがたい。
- PTでも出席、参加される参与が全員そろわなくても、やはり4名のうち3名の方が出席されたらPTをやっている、というような皆さんの御了解をいただきたい。よろしく願います。
- 今、参与からプラクティカルティエを重視した御発言があったが、これはやや厳密に言うと参与の皆様がそういうフレキシビリティをお認めしてよらしいというように今、ここで言うだけでいただけると大変ありがたい。
- 先行する参与方のご意見に全く賛成である。日程を前もって決めていただければ、優先的に日程を確保できる。今日の最初の議論にあったように、アド

ホックな出席が柔軟に認められれば、アドホックな出席もできる。そして、資料は、よほど機微に関わらない限り共有する。それから、PTおよびSGの全ての日程を全ての参与にお伝えする。冒頭に御議論いただいた、つまり、フレキシブルに皆さんが可能な限り多く参加できるように、とおっしゃっていたいただいた御方針が遂行されれば、大丈夫なのではないかと思う。

- やはりある程度、日程について、PT・SGにおいては主査と御相談の上、欠席者がいても、日程を早めに決めていただいて、参与会議本体においては、事務局と相談して、どうしても都合のつかない参与がいる場合でも、比較的多数の方が御出席できるのであれば開く、というようにさせていただければありがたい。日程調整について、早め早めに確定日をお知らせできるように、ということ、今、御議論いただいた形で進めさせていただけるとありがたい。

4. その他

- 次回は10月の下旬めどの開催を予定しており、追って事務局より調整する。さらに次々回以降の参与会議の予定についても、今回、参与会議のスケジュールのイメージをお示しできたので、それぞれの回、おおむね10営業日の間ぐらいで、できるだけ多くの方が参加できるようところで、まとめて日程を頂戴したい。

5. 閉会

以上